食育推進グッズ貸出事業実施要領

（目的）

第1条　この要領は、奈良市が所有する食育推進グッズ（以下「グッズ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象）

第2条　貸出しの対象は、奈良市内在住及び在勤・在学の者とする。ただし、使用の目的によっては貸出しを受けることができない。

（申請）

第3条　グッズの貸出しを希望する者は、食育推進グッズ貸出申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

（貸出及び返却場所）

第4条　貸出し及び返却等の受付は、農政課窓口において行う。

（貸出品数及び期間）

第5条　貸出品数は、1利用者につき10品までとし、貸出期間は貸出日から起算して原則7日間とする。

（返却手続）

第6条　グッズを貸出された者（以下、「利用者」という。）は、貸出期間内に、農政課窓口に返却しなければならない。

2　利用者は、貸出を受けた当初と同様の状態でグッズを返却するものとする。

3　利用者は、やむを得ない理由で期間内にグッズを返却できない場合は、速やかに農政課へ連絡しなければならない。

（実績報告）

第7条　利用者は、使用後、すみやかに食育推進グッズ使用報告書（第2号様式）を農政課長に提出しなければならない。

（転貸の禁止）

第8条　利用者は、グッズを転貸してはならない。

（亡失又は損傷の報告及び損害賠償）

第9条　利用者は、グッズを亡失又は損傷したときは、速やかにその旨を農政課へ報告しなければならない。

2　利用者は自己の責任に帰すべき理由によりグッズを汚損、破損、紛失した場合は、それによって生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第10条　この要領の施行に関し必要な事項は、農政課長が別に定める。

附　則

この要領は、平成27年２月17日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年８月１日から施行する。